

第4回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木)午前9時から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(9名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、4番 平田 壽和、5番 後藤 満良

6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第8号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第10号 非農地証明の結果報告について

第 7 報告第11号 現況地目の認定申請について

第 8 議 第 13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 9 議 第 14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第10 議 第 15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第11 議 第 16号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋 秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第4回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席3番遠藤委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席5番後藤委員、議席6番勝見委員を指名します。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第8号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開きください。報告第8号、令和5年4月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず、所有権の移転でございますが、4月の件数はございません。右側利用権設定でございます。(1)4月再設定件数8件、田54,940㎡。(2)4月新規の利用権申し出件数1件、田17,137㎡、そのうち個人への調整決定件数が1件、田17,137㎡。利用件設定合計が9件で田72,077㎡でございます。その下の利用権の移転はございません。詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで、ご説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

5ページをお開きください。報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年5月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下議案書を読み上げる。)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第10号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。
事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。報告第10号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

7ページをお開きいただきまして、願ひ人、●●、土地については、大字東大塚字南野八367-2、田29㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、昭和56年6月頃、車庫、物置を建設したためと記載しておりますが、車庫が建っている土地の一部が、地目が農地ということで29㎡しかないですが、車庫が建っているところと一体的に宅地として利用してきたということでございます。調査員の意見といたしまして、令和5年5月16日に平田委員と遠藤委員と事務局で現地を確認しまして、上記のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、報告第11号、現況地目の認定申請について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。報告第11号、現況地目の認定申請について、申請件数は1件です。

9ページをお開きください。申請者●●、土地については大字上奥田字小山3936-1で、登記の地目が原野でございました。その土地について、現況地目を田ということで認定してほしいということでの申請でございます。面積は9,166㎡でございます。この土地については、先月の総会でこの申請者である●●が、農地を購入しておりますが、その時と同時に今回の申請地も購入しております。●●としては、地目が田ということで思っておったそうなんですけれども、ふたを開けて見たらば、田んぼではなく原野だったということで、譲り受けるにあたって地目をちゃんとしたいということでの申請でございます。現場については、令和5年5月16日に平田委員と遠藤委員と事務局で現地を確認をしました。税務課の固定資産税担当者も一緒に同席しまして、現況が田んぼであるということを確認させていただきましたので、現場については申請のとおり相違ございません。申請者に対しては、ご覧の認定書をお渡しするとともに、登記上地目の田に変更をしてもらうよう通知しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、議第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、

を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

10ページをご覧ください。議第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年5月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請関数は4件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字諏訪ノ一3930-1、田3,363㎡、計田1筆3,363㎡、畑2筆394㎡、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字東大塚字吉野276-2、田600㎡、経営規模縮小、空き家付随農地の取得です。

3番●●、●●、大字小松字新町西973-9、田132㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字玉庭字熊野上1339-1、畑175㎡、離農、空き家付随農地の取得です。

以上今回の申請について、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。5月19日に、島貫推進委員と私のほうで現地確認をしてみました。今回の申請は、離農、経営規模拡大であります。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当だと判断しておりますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、5月24日に推進委員菅井委員と私が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、空き家付随農地の取得です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断します。以上となります。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、議席6番勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号3番について、6月の17日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当だと判断いたします。よろしくお願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号4番の件について、議席8番市川委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号4番については、5月の21日に新野推進委員が現地調査しました。今回の申請は、離農、空き家付随農地の取得です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当だと判断しますので、よろしくお願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

12ページをご覧ください。議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年5月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、株式会社いちまん代表取締役、平田満、大字東大塚字北河原一3931、畑972㎡、

経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、借入人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、5月24日に推進委員菅井委員と私が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第15号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

13ページをお開きください。議第15号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を伏せられたい。
令和5年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。

申請人●●、土地については、大字下平柳字花島二734-1、地目は田んぼで904㎡でございます。農地区分については、農振農用地ということで、育苗ハウスの建設を行う目的での転用となります。申請地については、以前、農振除外ということで手続きを行っておりまして、農業用施設用地としての利用となります。今回の件について、別添の資料No.1の補足資料で補足させていただきます。補足資料の1ページ、2ページは申請書の写しを添付させていただいております。資料の3ページ、4ページが今回の申請地でございます。5ページには転用に係る土地利用計画図を載せて

おります。総事業費は●●円でございます、土地の調整費で●●円、育苗ハウス建築費で●●円の計画でございます。資金調達方法は、全額自己資金で調達する計画で、通帳の写しで確認しております。汚水排水については、排水同意の必要がございません。雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席4番平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、令和5年5月16日に、遠藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、下平柳地内にある農振農用地の田であり、育苗ハウスを建設するための申請です。転用後の造成については、約1mの盛土を行いますが、法面の保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第16号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。議第16号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。

15ページをお開きください。利用権設定各筆明細ですが、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げたいと思います。

(以下議案書を読み上げる。)

16ページの一番下の8989番から8991番までの借賃ですが、東沢としては●●円は高い金額になっておりますが、お互いで水費の負担の関係で、この借賃になっているということの中身になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上の計画内容について、旧農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 新野勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第4回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年5月25日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 晴彦
議事録署名委員	5番	後藤 満良
議事録署名委員	6番	勝見 和彦